

マージン率に係る情報提供

クイックワン合同会社

労働者派遣法第 23 条 5 項に基づき、下記の通り情報を提供します。

対象期間:令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月

1 派遣労働者の数(令和 6 年 6 月現在)

5 人

2 労働者派遣の役務の提供を受けた物の数(令和 5 年度)

2 社

3 労働者派遣に関する料金の平均額(令和 5 年度)

15,448 円

(1 日当たりの料金額【8 時間労働として計算】)

4 派遣労働者の賃金の額の平均額(令和 5 年度)

10.384 円

(1 日当たりの賃金額【8 時間労働として計算】)

5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合(令和 5 年年度)

32.8%

6 教育訓練に関する事項

種類	対象者	方法	実施主体	実施時間	費用負担
新規採用者訓練	未経験の新規採用者	OJT	弊社	8 時間	なし
能力向上訓練	採用後 1 年経過者のうち希望者	OJT	弊社	8 時間	なし

7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、交通費、法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費を含んだものです

8 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
労使協定方式を締結している

協定労働者の範囲(全派遣労働者)

9 協定有効期間の終期

令和 7 年 3 月 31 日